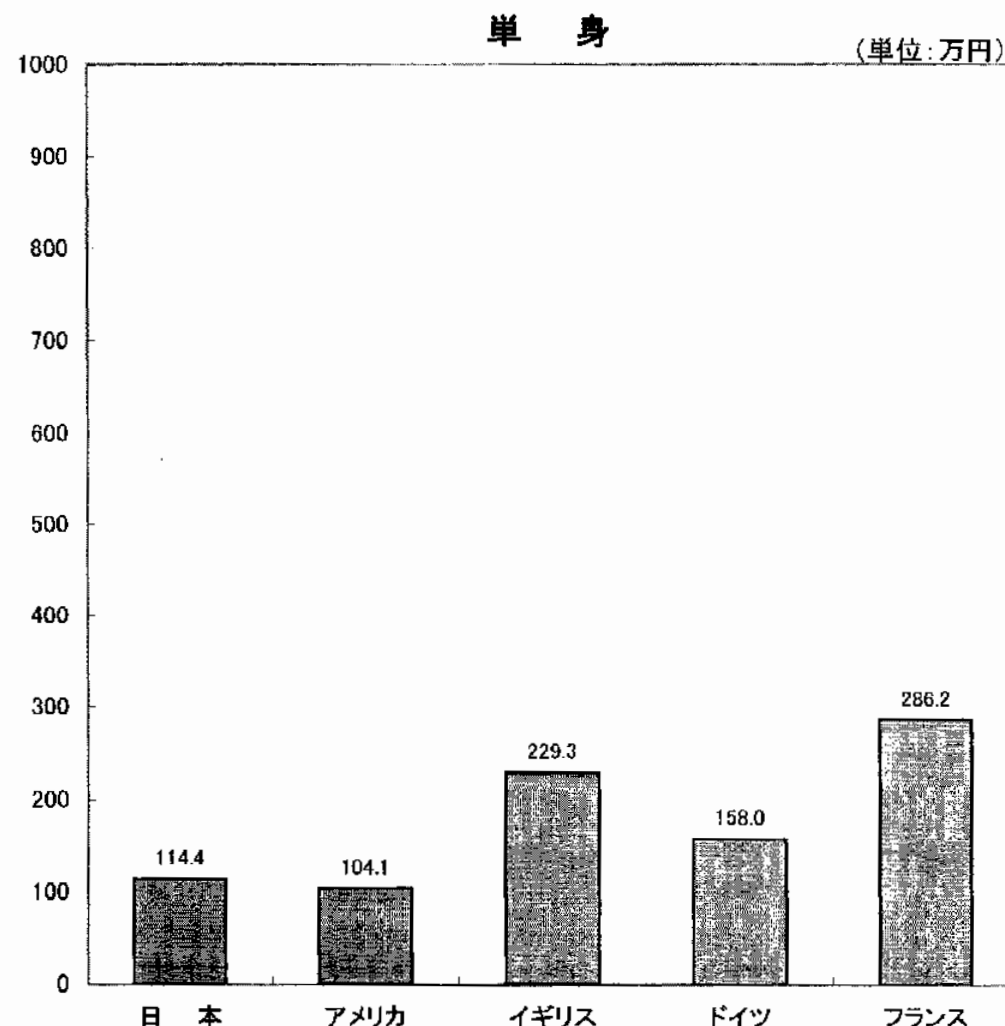
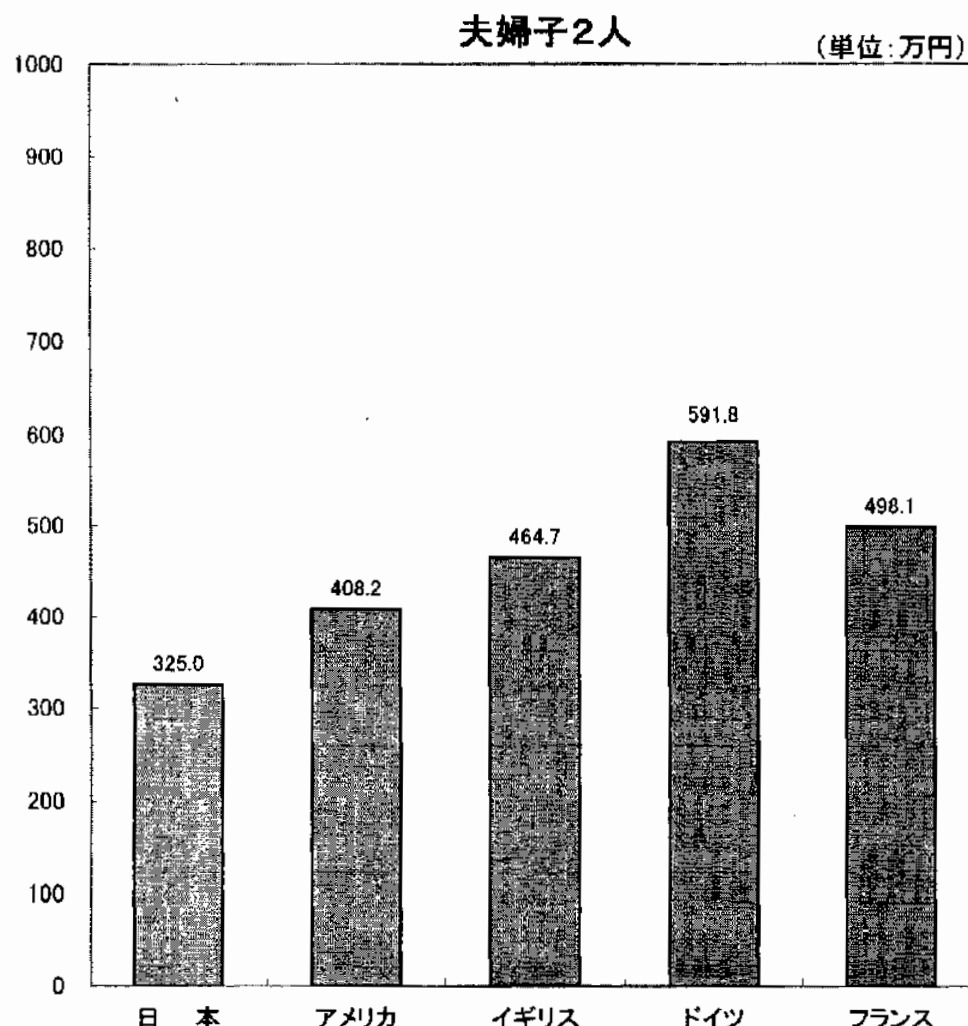


補足説明資料

1. 所得税の課税最低限の国際比較＜給与所得者＞

(未定稿)
(2007年7月現在)

- 従来より、課税最低限は、税制上の様々な控除のうち一般的に適用される控除の額を反映するものとして計算。
- 夫婦子2人の場合、我が国は、他の主要国と比べて最も低い水準。
- 税制上の措置を横並びで国際比較しており、分かりやすいというメリットがある反面、納税者が実際に納付しなければならない税額を必ずしも正しく比較できていないという問題がある。

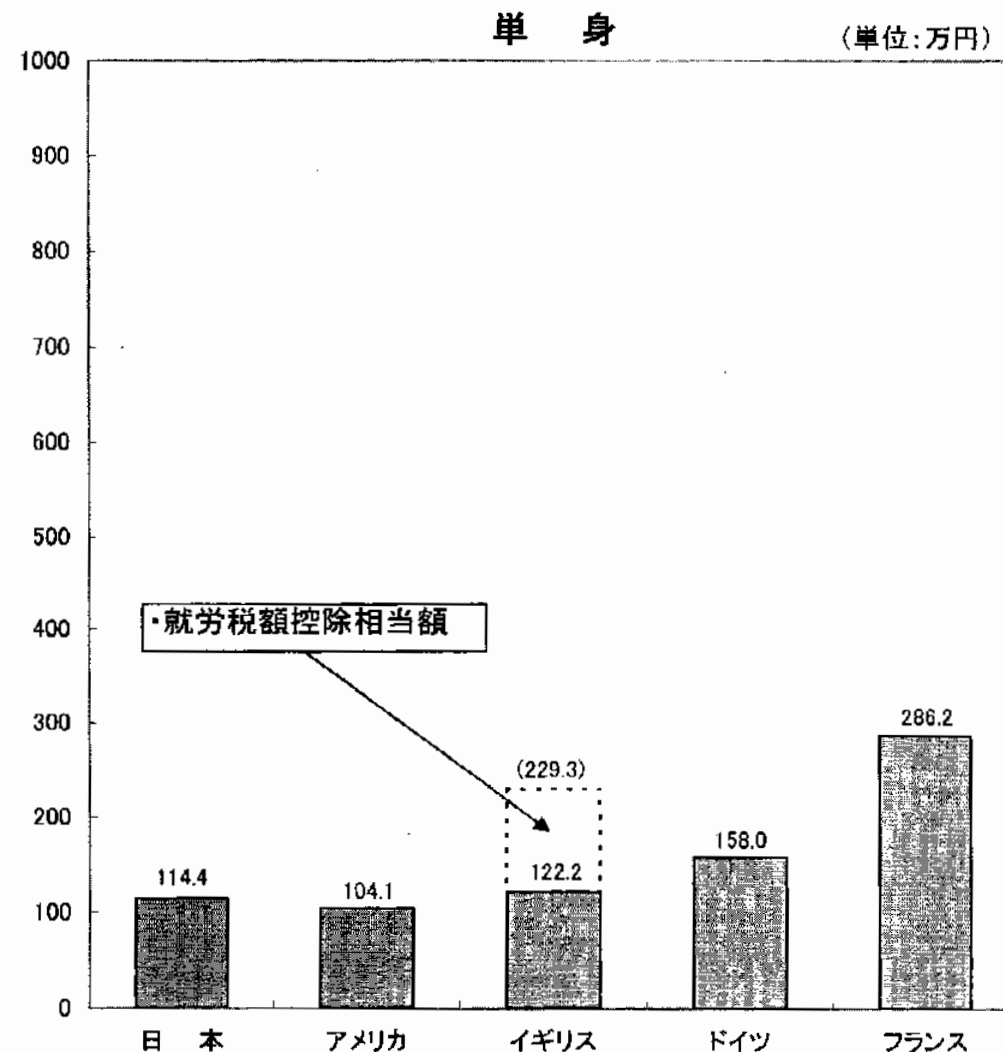
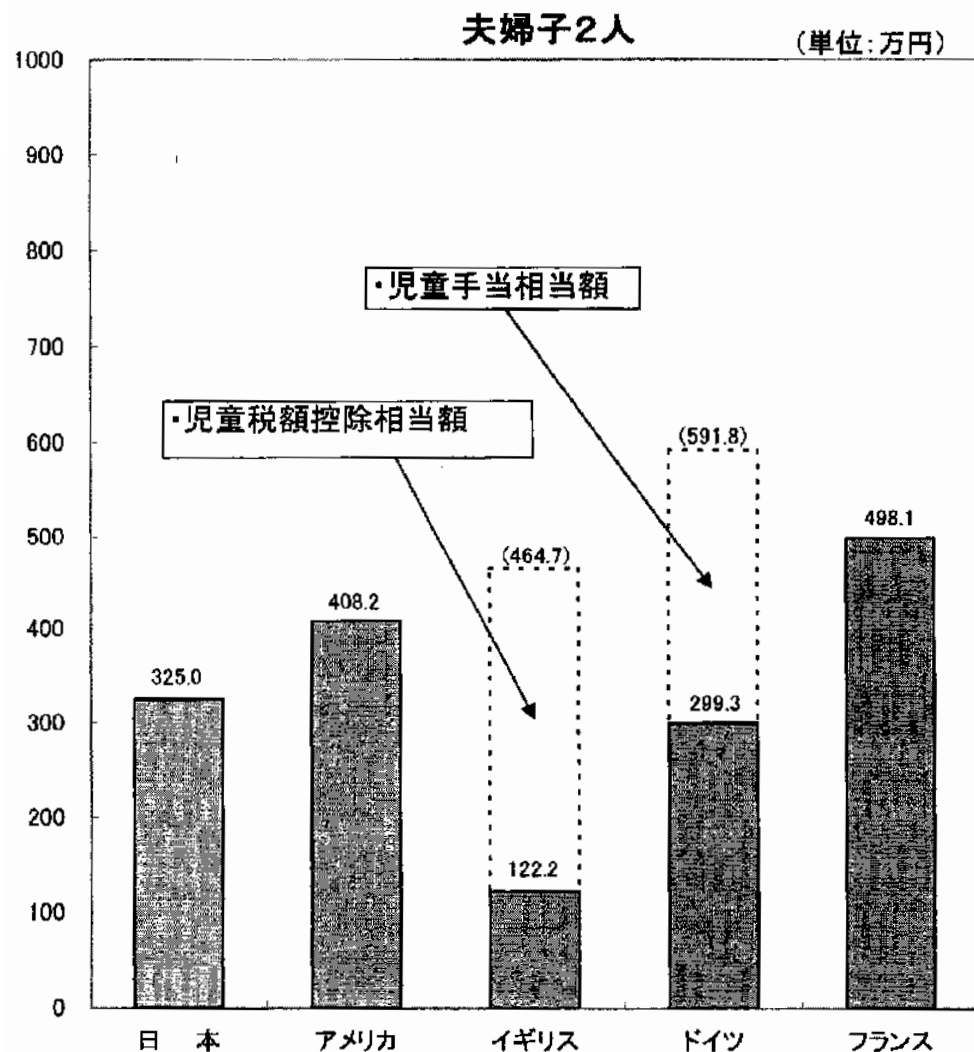


- (注) 1. 日本は夫婦子2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。イギリスは全ての子を1歳以上としている。
 2. フランスでは、一般社会税等(所得税とは別途、収入に対して定率(現在、合計8%)で課されている)を含めた場合、課税最低限はゼロとなる。
 3. 邦貨換算レート: 1ドル=119円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成18年(2006年)12月から平成19年(2007年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

2. 納付税額に着目した所得税の課税最低限の国際比較＜給与所得者＞

(未定稿)
(2007年7月現在)

○実際に納税者が納付しなければならない税負担が生じる給与収入に着目して国際比較したもの。
○夫婦子2人の場合、我が国は、他の主要国と比べて中間水準。



(備考) イギリスの就労税額控除・児童税額控除及びドイツの児童手当は、算出税額から控除せず、全額が給付される。

(注) 1. 日本は夫婦子2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。イギリスは全ての子を1歳以上としている。

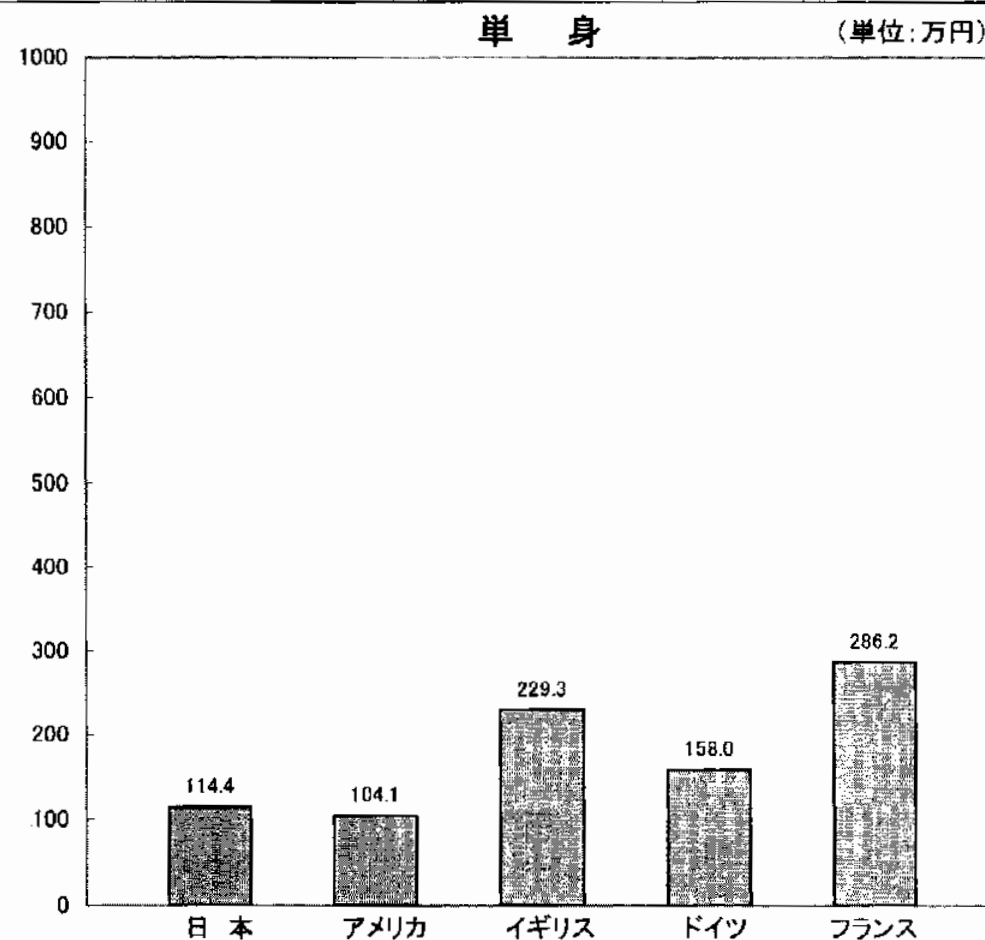
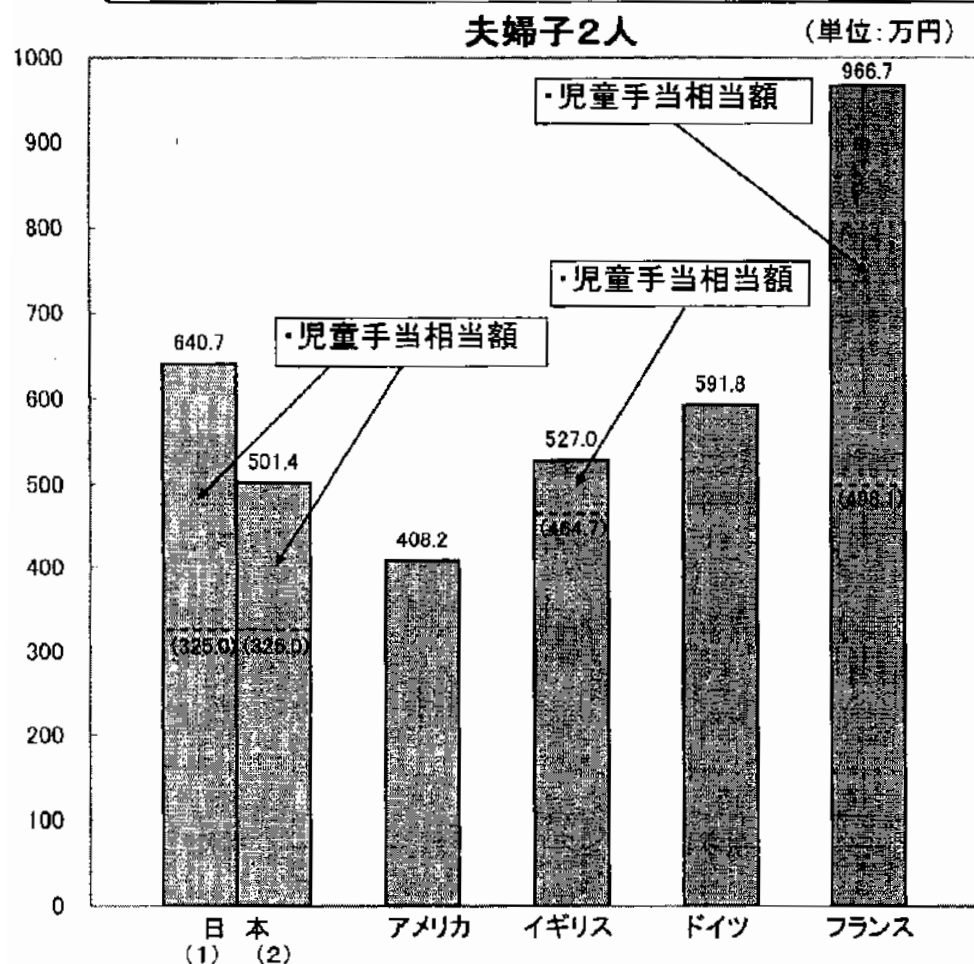
2. フランスでは、一般社会税等(所得税とは別途、収入に対して定率(現在、合計8%)で課されている)を含めた場合、課税最低限はゼロとなる。

3. 邦貨換算レート: 1ドル=119円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成18年(2006年)12月から平成19年(2007年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

3. 子供に係る給付措置を加味した所得税の実質的な課税最低限の国際比較＜給与所得者＞

(未定稿)
(2007年7月現在)

○子供に係る給付措置を加味した負担額が生じる給与収入に着目して国際比較したもの。
○夫婦子2人の場合、我が国は、他の主要国と比べて概ね中間水準。



- (注) 1. 日本は子2人のうち1人を特定扶養親族、もう1人を(1)3歳未満または(2)小学生として計算している。
2. アメリカは子2人のうち1人を17歳未満として計算している。なお、アメリカには児童手当制度は設けられていない。
3. イギリスは子2人のうち1人を1歳以上16歳未満、もう1人を16歳以上19歳未満(就学中)として計算している。
4. フランスは子2人のうち1人を16歳以上20歳未満(ただし月額最低賃金額の55%未満の収入しかない者)、もう1人を11歳以上16歳未満として計算している。2人目を11歳未満として計算した場合、課税最低限は905.8万円となる。
5. フランスでは、一般社会税等(所得税とは別途、収入に対して定率(現在、合計8%)で課されている)を含んだ場合、課税最低限は506.9万円となる。
6. 収入水準には、課税単位が勘案されている。
7. 邦貨換算レートは、1ドル=119円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成18年(2006年)12月から平成19年(2007年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

研究開発促進税制の効果について

経済産業省資料

研究開発促進税制の効果

GDPへの効果分析(直近3年間-平成17～19年度-)

研究開発促進税制(減収額)

3年間累計 約1.6兆円

税制により押し上げられた
研究開発投資の推計

3年間累計 約1.9兆円

(減収額の約1.2倍)

実質GDP押し上げ効果の分析

3年間累計 約2.8兆円

(減収額の約1.7倍)

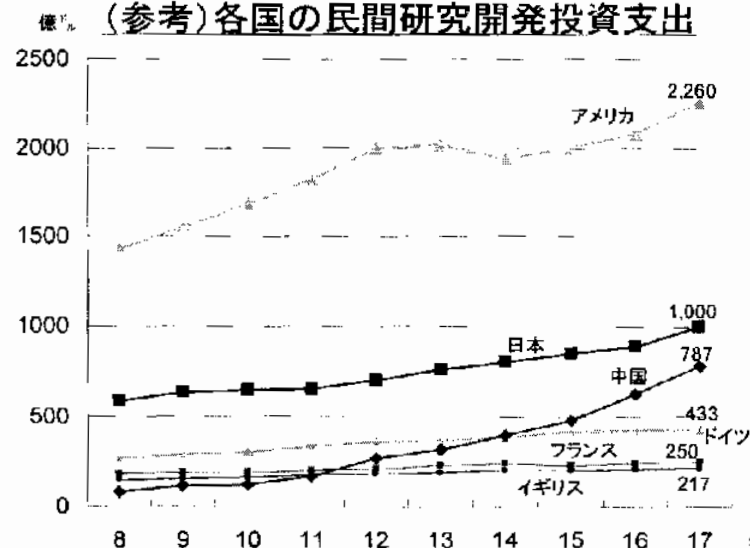
(10年間累計では7.3兆円の押し上げ)

企業アンケートに基づき、税制によって押し上げられた研究開発投資の額を推計。
その研究開発投資増加分を基に、短期的な需要創出効果と技術知識ストックの蓄積による中長期的な実質GDP押し上げ効果をマクロ経済モデルから算出。
(アンケート: ㈱日本アプライドリサーチ研究所委託調査)
(マクロモデル分析: 三菱UFJリサーチアンドコンサルティング㈱委託調査)

(参考)民間研究開発投資の推移



(参考)各国の民間研究開発投資支出



歳出改革の具体的内容

	2006年度	2011年度 自然体	2011年度 改革後の姿	削減額	備 考
社会保障	31.1兆円	39.9兆円	38.3兆円程度	▲1.6兆円程度	
人件費	30.1兆円	35.0兆円	32.4兆円程度	▲2.6兆円程度	
公共投資	18.8兆円	21.7兆円	16.1～17.8兆円程度	▲5.6～▲3.9兆円程度	公共事業関係費 ▲3%～▲1% 地方単独事業(投資的経費) ▲3%～▲1%
その他分野	27.3兆円	31.6兆円	27.1～28.3兆円程度	▲4.5～▲3.3兆円程度	科学技術振興費 +1.1%～経済成長の範囲内 ODA ▲4%～▲2%
合計	107.3兆円	128.2兆円	113.9～116.8兆円程度	▲14.3～▲11.4兆円程度	
要対応額 : 16.5兆円程度					

(注1) 上記金額は、特記なき場合国・地方合計(SNAベース)。

(注2) 備考欄は、各経費の削減額に相当する国の一般歳出の主な経費の伸び率(対前年度比名目年率)等及び地方単独事業(地財計画ベース)の名目での削減率を示す。

- ・削減額について、今後の資材価格や人件費の状況、内外の経済社会情勢等によって、ある程度、幅を持って考える必要がある。ただし、歳出を増加すればその分だけ国民負担が増加することには、留意しなければならない。
- ・災害への対応等現時点で見込み難い経費については、適切に対応する必要がある。
- ・歳出改革では対応しきれない要対応額については、歳入改革によって対応することとなるが、今後の経済社会情勢及び歳出削減の状況等によっては、この要対応額が変更する可能性がある。

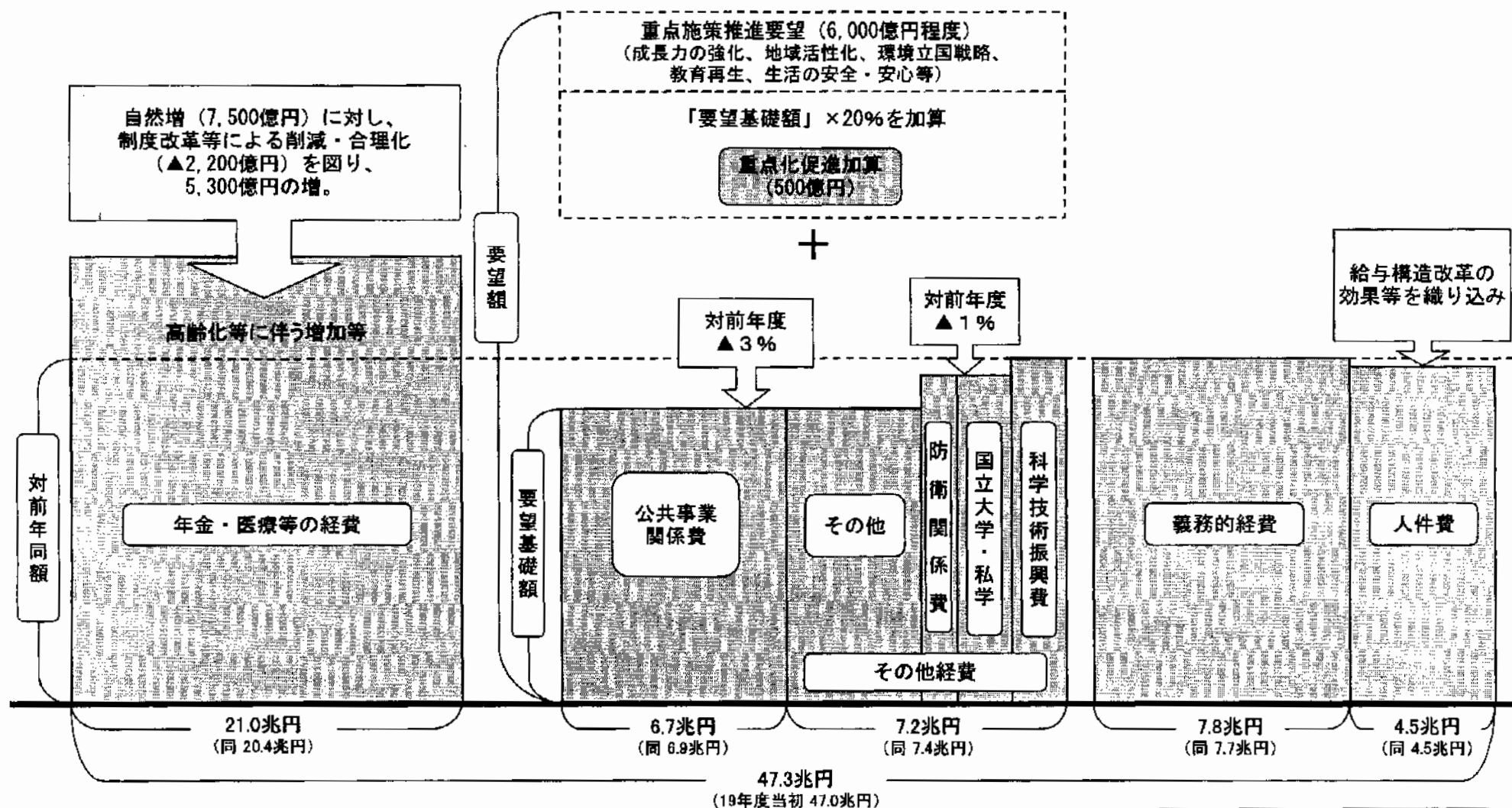
平成20年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（抄）

平成19年8月10日
閣議了解

平成20年度予算については、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。）を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。）に則った最大限の削減を行う。平成20年度予算は、「基本方針2006」で示された歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であり、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続していく。このため、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施する。また、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制する。

平成20年度予算の概算要求については、以上のような基本的考え方を踏まえ、具体的には下記により行う。

平成20年度一般歳出の概算要求基準の考え方



- ※ 年金・医療等以外の経費については、一体として見直し、メリハリある要求・要望。
- ※ 「重点施策推進要望」(成長力の強化、地域活性化、環境立国戦略、教育再生、生活の安全・安心等、
「基本方針2007」に示された重点施策のうち、新規性や政策効果が特に高い事業に必要な経費に係る要望)
を行う場合、各省庁の要望の上限に、要望基礎額の1,000分の45を加算(6,000億円程度)。

(参考)20年度概算要求基準の増減額

年金・医療等の経費	+5,300億円
公共事業関係費	▲2,100億円
その他経費	▲1,400億円
特殊要因加減算等	+700億円
重点化促進加算	+500億円
合 計	+3,000億円

平成16～19年度 一般会計税収について

(兆円)

